

の病理所見が出て、「悪性中皮腫」と確定診断された。これにより、大井工場では初の業務上認定が下りた。

小林さんによると、大井工場では他に業務災害申請中の方が1名、胸膜肥厚斑など石綿所見があり健康管理手帳を交付された方が2名いるとのこと。うち1名の中村紀代士さんは、芦田川さんの件で小林さんを私たちに紹介して下さいました。中村さんと小林さ

んは、今、退職者組合で同僚のアスベスト被害救済活動に取り組んでおられるが、1979年に「大井工場の仕事と歴史」という70分に及ぶビデオを製作された。「東京都品川駅近く、国鉄大井工場は都心唯一の電車修繕工場」という中村さんのナレーションで始まるこのビデオは、当時の誇り高き国鉄マンたちの映像が詰まった、貴重な労働の記録だ。併せて紹介しておきたい。

のように準用されているのかさえ把握していない。国土交通省は、「JRに1年でも再就職した職歴があれば、機械的に労働基準監督署に回して部外処理する」ことがないよう、機構を厳しく指導していくべきだろう。

### 国土交通省への要求及び回答

① 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備機構国鉄清算事業本部に対して、以下の点について指導していただきたい。旧国鉄の石綿作業従事者を対象にした健康管理手帳や健康診断などの健康管理に係わる周知事業を国としてバックアップし、できるだけ対象範囲を広げて、個別通知で行えるような条件を整えること。

回答／国鉄から承継した旧国鉄職員の個人情報には現住所が含まれておらず、個別通知できなかつたため、機構は、数次に及ぶ新聞広告（平成17年10月と11月、平成18年10月）及びホームページに関連情報の掲載を行っているとしている。今後も、こうした手段により周知を図っていくものと考えている。

質問／「職員の個人情報に現住所が含まれていないため、個別通知できなかつた」というが、一定の保存期間義務のあるじん肺健診や特化則の石綿健診の記録や健康診断個人票を調べれば、少なくとも健診対象者の住所は確認できるはずと考えるが、どうか？

再回答／周知については誠意

## 国鉄被害で国交省とも交渉

### 国交省●国鉄清算事業本部指導を要請

1月31日、国土交通省との交渉が行われた。旧国鉄で石綿曝露作業に従事した者は10万人に上るとされるが、旧国鉄の地位を引き継ぐ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（国鉄清算事業本部）は、新聞に意見広告を出しただけ。とても周知義務を果たしているとは言えない。これに対し国土交通省は、「同機構に、誠意ある対応するように求めている」、「ただ、他のところ（JR）からも協力を得ないと難しい」と回答。この発言は、JRを協力させ、旧国鉄時代に石綿曝露作業に従事した者の名簿を借りることができれば、個別通知も可能とも受け取れる。JRへの要請も含め、今後も国土交通省や機構に対して、周知徹底を求めていく。

業務災害の事務処理の迅速化について、同省は、「専門医師を配置して十分な意見聴取を行っており、迅速に処理する体制は整っている」と回答した。しかし実際は、請求件数のうち処理済みは約3割との報告もある。担当職員の絶対数の不足や、事務処理能力に問題のある人材の配置など、依然として問題もある。

請求窓口の問題（機構と労基署でたらい回しされる）についても、制度間の調整が図られていない。ただ、機構からの報告を繰り返し回答する同省にも問題を感じる。現に同省は、「労災適用期間及び労災適用外期間を有する健康管理手帳所持者が受ける健康診断の費用負担等に関する留意事項について」がど

をもって対応したい。機構にもそれを求めている。ただ、機構でできないところは、他から協力を得ないと難しいところがある。健診記録の保存義務は、じん肺健診は5年間しかない。特化側の石綿健診は30年間だが、個人の連絡先を書く欄がないので個別通知できない。従って、他の機関(JR)から協力を得るしかないが、個人情報なので手詰まりな状態にあると機構から聞いている。

- ② 国鉄清算事業本部の業務災害の事務処理の迅速化を促すこと。例えば、現認者による状況現認書を提出しなくとも申請受理するなど。

回答／問題発覚当初は事務処理の遅滞があったが、現在は、状況現認書が提出不可能な場合、別の資料で職場等を確認するなど柔軟な措置をとっている、と機構から聞いている。

質問／11月30日現在、国鉄清算事業本部によれば、申請140件中50件程度しか処理できていない、5月に申請してまだ手付かずのものがあると聞いている。事務処理体制に、人員不足や職員の経験不足があると考えられる。迅速に処理する体制を早急につくる必要があると考えるが、どうか？

再回答／専門医師を配置して十分な意見聴取も行い必要な体制は整っている、と機構から聞いている。1月24日現在、申請件数156件中3割方(111件)は処理されている。先日、請求件数234件と回答したが、

このうち必要書類が届いていないものや電話相談が78件あり、正式な請求受理件数は156件である。

- ③ 旧国鉄とJRにまたがる職歴もつアスベスト被害者の補償において、曝露期間の取り扱いの基準を示し、窓口対応でたらい回しや事務処理の遅滞がおきることのないように、制度間の調整を図るよう指導すること。

回答／JRに再就職後もアスベスト被爆の恐れのある職場に就いた場合は、労働者災害補償保険法で救済する。それ以外は、旧国鉄の業務と疾病との因果関係が立証されれば業務災害として認定していると機構から聞いている。

質問／実際には、1年でもJRに再就職した職歴があれば、機

械的に労働基準監督署に回して部外処理している。機構からは、「労災適用期間及び労災適用外期間を有する健康管理手帳所持者が受ける健康診断の費用負担等に関する留意事項について(基発労発1002001号平成18年10月2日)」に準拠して取り扱うと聞いているが、労基署と機構のどちらに申請しても迅速受理されるよう制度間の調整を図ること。

再回答／JRに再就職した場合も、石綿との因果関係が立証されなければJR扱いにしておらず、指摘されるような機械的な処理はしていない、と機構から聞いている。制度間の調整については、機構がJRや労基署とどのような話し合いをしたのか確認していない。

## 手話通訳者のケイワン認定

### 広島●市町村合併で業務量が増大

手話通訳のHさんは、頸肩腕障害で松江労働基準監督署に労災申請し、2006年10月、業務上と認定された。2005年11月の手話通訳健診で頸肩腕障害IV度と診断され、12月1日より休業していた。就業前の既往歴はない。

Hさんは、1993年5月、島根県松江市立病院に週1回4時間の手話通訳のパート勤務を経て、翌年から松江市社会福祉協議

会の松江市役所ふれあい福祉課に通訳として臨時雇用となったが、仕事のボリュームが多く1995年4月には非常勤嘱託となり、勤務時間は30時間だった。全国手話通訳問題研究会の提案する「1日2件で通訳を留める」という基準を超え、Hさんは1日3.7人の通訳をしていた。

手話通訳の仕事を開始して1年余りの1994年8月頃から頸肩